

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第四十九号

鳥取県税條例施行規則（昭和二十五年九月鳥取県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県税條例施行規則中改正規則

第一條に次の一号を加える。

四法 昭和二十五年七月法律第二百二十六号地方税法をいう。

第二條を次のように改める。

（申告書經由の特例）

第二條 條例第六十條の規定による自動車税の賦課徴収に関する申告書は、陸運事務所長を経由しなければならぬ。

らぬ。

第四條に次の一項を加える。

2 前項の調査簿は、法人分にあつては法第七百五十四條の二、第七百五十四條の三並びに第七百六十三條の六の規定により事業を行う法人が提出した申告書、修正申告書並びに分割に関する明細書をもつて、これにかえることができる。

同條の次に次の二條を加える。

（申告納付の期間延長について承認申請があつた場合の通知）

第四條の二 事務所長は、法第七百五十四條の二第二項但書の承認について申請のあつたときは、その承認又は却下の旨を当該申請者に通知しなければならない。（法人の事業税に係る課税標準額等の更正又は決定書）

昭和二十六年八月十四日
第二千二百三十五号

火 曜 日

本書ノ大キサハ國ノ規格ニ五割

00337

第四條の三 事務所長は法第七百六十二條の二の規定により課税標準額の更正又は決定をするときは、別記様式第七号の二の決定書によらなければならない。

第九條の次に次の二條を加える。
(同族会社等に対する徴収金の納付又は納入通知書の交付)

第九條の二 事務所長は條例第九條の二又は同第九條の三の規定により同族会社等に徴収金を納付又は納入させようとするとき又は法第十六條の四第二項の規定により徴収金及び担保物の処分費を保証人に納付又は納入させようとするときは、その納期限前十日まで別記様式第十五号の二による納付又は納入通知書を交付しなければならない。

(徴収猶予に伴う手続)

第九條の三 事務所長は條例第十條の二の規定により徴収猶予をしたときは別記様式第十五号の三による徴収猶予通知書を、同第十條の四の規定により徴収猶予の取消をしたときは別記様式第十五号の四による徴収猶

予取消通知書をそれ／＼当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

2 事務所長は條例第十條の三第四項の規定により増担保の提供又は保証人の変更若しくは担保の変更を求めるときは、別記様式第十五号の五による増担保(変更)要求通知書を交付しなければならない。

3 事務所長は前二項の処分を決定したときは、別記様式第十五号の六による徴収猶予整理簿により、これを整理しなければならない。

第十六條の次に次の二條を加える。

(滞納処分執行停止に伴う手続)

第十六條の二 事務所長は法において援用する国税徴収法第十二條第二項の規定による通知は別記様式第二十七号の二、同條第四項の規定による通知は別記様式第二十七号の三の通知書によつてする。

2 事務所長は滞納処分の執行停止又はその取消をしたときは別記様式第二十七号の四による滞納処分執行停止整理簿により、これを整理しなければならない。

00338

(滞納処分執行猶予に伴う手続)

第十六條の三 事務所長は法において援用する国税徴収法第十二條ノ二第二項の規定による通知は別記様式第二十七号の五、同條第三項の規定による通知は別記様式第二十七号の六の通知書によつてする。

2 事務所長は滞納処分の執行猶予又はその取消をしたときは、別記様式第二十七号の七による滞納処分執行猶予整理簿により、これを整理しなければならない。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十三條中「第七條」を「第一百五條」に改める。

別記様式第一号(県税台帳)に別記「事業税台帳(法人)」の様式を加える。

別記様式第六号法人事業税調査簿の様式を別記のように改める。

別記様式第十八号中「欠損見込額」の欄を「要囑託見込額」に「要囑託見込額」の欄を「滞納処分執行停止見込額」に「所在不明見込額」の欄を「滞納処分執行猶

予見込額」に改め、備考二中「欠損見込額」を「概要は滞納処分執行停止見込額、滞納処分執行猶予見込額」に改める。

附 則

この規則は公府の日から施行し、事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に関する部分については、昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については、昭和二十六年度分から適用する。但し、第二條の自動車税に関する改正規定については、昭和二十六年九月一日から適用する。

様式第七号の二 (一)

所得金額収入金額及び加算金等決定書

法人番号	法人税の青色申告の有無
	有 無

起案 昭和 年 月 日	所長 課長 係長 主査	処 項 台帳 調 定 調査簿
決裁 昭和 年 月 日	決裁	帳 票 議 簿
施行 昭和 年 月 日		

調査区分	実査 権衡 認定 書面	同族会社	期首現在資本金(イ) 円	同族、非同族の割合(ロ) %	種別 業種 の目	所在地 法人名 代表者氏名
			判定基準となる株主(社員)数 同族所有の株式(出資)金額 (イ)			

事業年度	自昭和 至昭和	申告書提出年月日	昭和	申告区分	申告修正	申告区	申告更正	申告認定
------	---------	----------	----	------	------	-----	------	------

区分	課税標準額	税率	税額	区分	摘要	修正申告	申告	遅延	基本	申告	認定	
						更正による増加金	更正による増加金	月数	税率	更正	更正	
所得等	所得金額	円 %	円	過少申告加算金不申告加算金	修正申告による増加金				円			
	清算所得金額				更正決定による増加金							
	収入金額				計							
事業税額計			(イ)	免除額								
納付基本税額とした当期	申告分			申告分	修正による増加分		月(イ)以内	%				
	修正による増加金				更正による増加分		月(ロ)以内	%				
	更正による増加金				更正決定による増加分		月(ハ)以内	%				
	計		(ロ)		再更正による増加分		月(ニ)以内	%				
差引税額(イ)-(ロ)				減額される金額				%				
差引計				差引計								
摘要	加算金額			加重	申告分			%				
過少申告加算金	円		修正による増加分					%				
不申告加算金			更正決定による増加分					%				
								%				

重加算金	算計	(ハ)
計	減額される金額	%
	差引計	

区分	処理年月日	所得金額	税額	備考
前期分	至 月 日	円	円	
前期申告分				考

第一表の(二)

同族関係者明細

判定基準となる株主(社員)数	氏名	株主(社員)の別又はその続柄	株式(出資)金額	株式(出資)数	金額	備考
合 計				(イ)		
期首現在株式(出資)金額				(ロ)		
同族会社判定の割合			(イ)		%	%
			(ロ)			

様式第二十七号の六

第 号 滞 納 処 分 執 行 猶 予 取 消 通 知 書

(滞納者の) 住所の氏名

差押財産の表示

区分	年 度	期(月)	別納期限	税 目	税 額	停 止		中		納 備 考
						延滞金 の額	滞り の額	少申告 加算金 の額	追加 算金 の額	
滞 納										
金 額										
額										

上記の滞納金額につき昭和 年 月 日第 号をもって差押処分の執行を猶予する旨通知していたが本日これを取消したので直ちに完納せられたい。

昭和 年 月 日

県税(地方)事務所長 氏

名 印

00352

00351

様式第二十七号の七

滞 納 処 分 執 行 猶 予 整 理 簿

整理番号 職 業 電話番号 住 所 氏 名

号 番

猶予年月日 | 昭和 年 月 日 | 猶予取消年月日 | 昭和 年 月 日

理由 猶予理由

徴収簿号	年度	期(月)	納期限	税目	税額	猶 予		猶 予 取 消		滞 納 中		納 付 (入)	
						延滞金	督促手数料	延滞金	督促手数料	収入額	収入額	収入額	収入額

整理番号 | 職 業 | 電話番号 | 住 所 | 氏 名

猶予年月日 | 昭和 年 月 日 | 猶予取消年月日 | 昭和 年 月 日

理由 猶予理由

徴収簿号	年度	期(月)	納期限	税目	税額	猶 予		猶 予 取 消		滞 納 中		納 付 (入)	
						延滞金	督促手数料	延滞金	督促手数料	収入額	収入額	収入額	収入額

00353

様式第一号		事業税台帳		(法人分)		番号	市郡	町村	番地
同族会社	同族	事業の種類	業	所在地	商号	市郡	町村	番地	
保全又は事業会 社の区分	非保事	事業の種類			代表者氏名				
設立年月日		会社 の目的			代理人名				
開業年月日					経理責任者名				
存続期間									
支店名称	出張所	所在地	資本金	現在金額	変更理由	摘要	年月日	年月日	年月日
			資分	金は額		転入	年月日	年月日	年月日
			資又出	本は額		転出	年月日	年月日	年月日
			払金	資は額		解散	年月日	年月日	年月日
			資	本は額		合併	年月日	年月日	年月日
			社	資は額					
			債						

00354

分類	会社	決算期	月	摘要
事業年度	申告	督促	提出	処
自	年	年	年	理
至	年	年	年	状
	月	月	月	況
	日	日	日	課税標準
				税率
				税額
				税率
				税額

以下同じ

00356

調査簿（法人）三

事業税の課税標準の分割に関する計算書

所得金額	円	事業年度	自	所在地	
清算所得金額			至	法人名	
収入金額				代表者名	
事務所又は事業所	分割基準及び分割額				
名称	所在地	従業者数	従業者数による分割額(イ)	固定資産の価額	固定資産の価額による分割額(ロ)
		人	円	円	円
					(イ)+(ロ) 分割額
					率 %
合計					

収入金額に関する計算書

区分	摘要	金額
法第七四九條第一項の規定による	事業収入	
	附随収入	
	合計	
備考		

00355

様式第 号調査簿（法人）一

所得金額の計算書

		事業年度	法人名	
摘要	金額	否認金計算		
当期利益金又は当期欠損金	円	当期	処	分
加		期首現在(不表現積立金)	否認額	認容額
当期損金に計算した前期から繰越した損金				社外流出
利益処分によらない表現積立金の増加				差引翌期首現在(不表現積立金)
損金に計算した法人税(調査簿五)		円	円	円
損金に計算した延滞加算税等(法人税を除く)				
損金に計算した罰科金				
法人税額から控除すべき所得税額				
否認額仮計 (イ)				円
算				
小計				
除				
当期益金に繰入れた前期以前の益金				
利益処分による損金				
積立金から直ちに支出した損金				
法人税引当金から直ちに支出した地方税等				
利益配当又は剰余金分配額				
認定損金				
既往否認金容認額計 (ロ)			(イ)	
算				
小計			(イ)	
仮計				
貸倒準備金の超過積立額 (ハ)				
差引計				
寄附金の損金不算入額(調査簿七)				
前一年以内の繰越欠損金				
差引課税所得				

鳥取縣公報

第二千二百三十五号

昭和二十年八月十四日

(第三種郵便物認可)

二五

調査簿 (法人) 六一 減価償却額の計算書

事業年度 法人名

費 産 区 分	種 類		
	細 目		
取得価額又は製作価額	構 造		
	取得年月日		
取得価額又は製作価額	同上の一割担当額	円	円
定額法による償却額計算の基礎となる金額			
期末現在の帳簿価額		円	円
定額法による償却額の基礎となる金額	損金に計算した当期償却額		
	前期から繰越した償却超過額		
	合 計		
耐用年数	年		年
償 却 率	割分	割分	
当月分の償却範囲額		円	円
当期償却額			
差 償 却 不 足 額			
引 償 却 超 過 額			
前期から繰越した償却超過額			
同上のうち当期損金認定額			
差引合計翌期に繰越す償却超過額			
備 考			

調査簿 五 積立金額の計算書

事業年度 法人名

科 目	金額	当期中の増減		当期利益処分等による増減 (減は赤)	差引翌期首現在積立金		
		減	増				
法定準備金	円	円	円	円	円		
積立金							
繰越損益金 (損は赤)							
税金引当金 (イ)							
未納法人税 (利子税額及び延滞加算税額を除く)	(ロ)						
差引合計金額		被合併法人から継続した積立金額の計算	合併による継続した積立金額	被合併法人の控除積立金額	差引繰越積立金額		
控除積立金額							
差引積立金額							
被合併法人から継続した積立金額	(ハ)						
合計積立金額							
同上月数換算額							
税金引当金、未納税金及び損金計上法人税の明細書							
事業年度	期首現在未納法人税額	税金引当金				当期損金に計上して納付した法人税額 (利子税延滞加算税額を除く)	差引期末未納法人税額
		期首法人税 (利子税を除く) 支出	延滞加算税 支出	その他の税金 支出	差引残額		
	(イ)	円	円	円	円	円	円
計 (ロ)							
当期中間年度分	損金引当						
合計				(ニ)	(ハ)		
当期損金に計上した延滞加算税	(ト)	当期損金に計上した税金引当金 (イ) を除く	(チ)	当期分 (中間申告分を除く) の法人税額			
当期損金に計上した法人税額 (ハ) + (イ) + (ロ) + (ト)		当期利益処分による税金引当金		合 計			
当期税金引当金から支出した地方税等 (ニ)		計翌期に繰り越す税金引当金		未納法人税額			

鳥取縣公報

第二千二百三十五号

昭和二十六年八月十四日

(第三種郵便物認可)

二四

差引翌期に繰越す特別勘定の金額	右金額に(イ)の割合を乗じた金額(ウ)	実際特別勘定に経理した金額
特別分配金損金算入額計算	特別分配の基準	分配の日
		分配金額

調査簿 (法人) 八 貸倒準備金損金算入額の計算書 事業年度 法人名

貸金種類	期末法人貸倒金		貸倒金否認額		貸金とみなされるもの		差引期末貸金金額
	計上額	繰越分	当期分	繰越分	当期分	当期分	
売掛金							
貸付金							
期末貸金金額	(イ)						限度超過額
同上(イ) $\frac{3}{1000}$ 相当額	(ロ)						補てんすべきであつた金額
同上月数換算額		(ハ)					計
(ロ) $\times 12$							
所得金額仮計 (調査簿一)							限度超過額
当期損金計上繰入額	(ニ)						補てんすべきであつた金額
計							計
同上 $\frac{20}{100}$ 相当額		(ホ)					限度超過額
(ロ)又は(ホ)のうち低い金額							補てんすべき金額
当期分限度超過額(ニ)-(ホ)							計
期末法人計上貸倒準備金額	(チ)						限度超過額
法人計算外貸倒準備金額	(リ)						補てんすべきであつた金額
繰越否認額	(ハ)						計
当期において貸倒金に補てんすべき金額	(ル)						期首現在額
当期分限度超過額	(ト)						当期減少額
期末税務計算貸倒準備金額	(チ)						当期増加額
(チ)+(リ)-(ハ)-(ル)-(ト)							翌期繰越額
期末貸金金額(イ)	(ワ)						
$\frac{2}{100}$ 相当額							
繰越分限度超過額	(カ)						
(ワ)-(カ)							
合計当期限度超過額							(ト)+(カ)

調査簿 七 寄附金、国庫補助、保険差益等損金算入に関する計算書

寄附金損金算入の計算書		事業年度	法人名
損金不算入限度	所得差引計(調査簿一) 損金計上寄附金額(イ)		指定寄附金の明細
	計	2.5	月 日 寄附先 金額
	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額(ロ)		
	期末払込資本金 期末再評価積立金		
	計	12	
同上月数換算額	同上の $\frac{2.5}{1000}$ 相当額(ハ)		
(ロ)+(ハ)の $\frac{1}{2}$ 額(ニ)			
指定寄附金額(イ)-(ニ)-(ホ)			
差引損金不算入額			

国庫補助金等の損金算入額計算書				
補助金の名称	交付先	金額	目的たる資産の取得価額	右資産の取得に充てた補助金額
			円	円
計			円	円

保険差益の損金算入額計算書			
保険事故のあつた事業年度	自至	保険金額で当期において取得した資産について圧縮記帳した金額	円
保険の目的物		前事業年度までに支出した保険金額	円(ロ)に(イ)の割合を乗じた金額
その記帳価額	円		
同上のうち被害部分の記帳価額		差引期首現在の要支出保険金額	円(ロ)から(ハ)を控除した金額
取得した保険金額		当期において支出した保険金額	円(ロ)から(イ)を控除した金額
保険金額に対する被害部分の記帳価格の割合	(イ)		
当初特別勘定に経理した金額	%	差引翌期に繰越す要支出保険金額	円(ロ)から同上金額を控除した金額
前期までに利益に組入れた金額	円	当期において保険金額で取得した資産の種類	同上のうち規則第十三條の二又は第十三條の四の適用を受ける金額
当期において利益に組入れた金額			当期において特別勘定に経理した金額
		保険金のうち代替資産を取得しなかつた金額	差引特別勘定に経理し得る金額(ニ)-(ホ)

調査簿(法人)十

評価損益の否認額の計算書

事業年度

法人名

資産区分	種類	取得年月				取得価額又は製作価額	円	円	円	円	円
		所在地	銘柄その他	構造	新旧別						
取得価額又は製作価額						円	円	円	円	円	
評価前の記帳価額											
前期から繰越した損金又は益金不算入額(益は赤)											
前期繰越償却超過額											
差引税務計算帳簿価額											
評価換後の記帳価額											
期末時価(上場株式は平均価額)											
法人計算評価損益(損は赤)											
当期是認範囲評価損益(損は赤)											
差引 益金不算入額(赤)											
引 損金不算入額											
前期から繰越した損金又は益金不算入額(益は赤)											
同上的うち当期損金又は益金認容額(損は赤)											
差引翌期に繰越す損金又は益金不算入(益は赤)											

備考 時価算定の根拠事由

調査簿(法人)九

船舶修繕引当金損益算入額の計算書

事業年度

法人名

船名	丸	前回の定期検査年月日	年月日	船名	丸	前回の定期検査年月日	年月日
限度	小型船	同上的	36	限度	小型船	同上的	36
度	同の船上船以外	同上的	48	度	同の船上船以外	同上的	48
額	当期分是認範囲額 (ロ)+(イ)	(イ)	(ロ)	額	当期分是認範囲額 (ロ)+(イ)	(イ)	(ロ)
期首船舶修繕引当金額	(イ)	(ロ)	(イ)	期首船舶修繕引当金額	(イ)	(ロ)	(イ)
同期損金計上繰入額	(イ)	(ロ)	(イ)	同期損金計上繰入額	(イ)	(ロ)	(イ)
当期修繕費支出額	(イ)	(ロ)	(イ)	当期修繕費支出額	(イ)	(ロ)	(イ)
当期限度超過額	(イ)	(ロ)	(イ)	当期限度超過額	(イ)	(ロ)	(イ)
当期において修繕費に補てんすべき金額	(イ)	(ロ)	(イ)	当期において修繕費に補てんすべき金額	(イ)	(ロ)	(イ)
当期において修繕費以外に支出した金額	(イ)	(ロ)	(イ)	当期において修繕費以外に支出した金額	(イ)	(ロ)	(イ)
差引翌期繰越船舶修繕引当金額	(イ)+(ロ)-(イ)-(ロ)-(イ)-(ロ)	(イ)	(ロ)	差引翌期繰越船舶修繕引当金額	(イ)+(ロ)-(イ)-(ロ)-(イ)-(ロ)	(イ)	(ロ)
	(同上)				(同上)		

証明書を次のように交付した。

昭和二十六年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

七三〇 安富 武雄
七四〇 梅林 俊樹 日野 二五、一〇、一

〇鳥取県告示第三百六十四号

次の者から鳥取県木炭検査規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号)第三條の木炭検査吏員の身分を示す証明書の返納があつた。

昭和二十六年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

吏員 証番 号	名氏	名	勤務箇所	交付年月日
六一	事務吏員 田中 峯治	林務課	二六、二、八	
六二	技術吏員 田中 繁	"	五、一	
六三	" 前田 壽賀雄	"	"	
六四	" 谷尾 栄太郎	"	"	
六五	事務吏員 森本 大二	"	"	
六六	技術吏員 戸板 直倫	"	"	
六七	" 杉本 傳一郎	"	"	
六八	" 大谷 文一	岩美地方 事務所	四、二〇	
六九	" 山村 照之助	"	一、五	
七〇	" 横山 幸藏	八頭	二五、九、一	
七一	" 国本 敏胤	"	八、一	
七二	" 中島 義規	気高	二六、四、二〇	

吏員 証番 号	名氏	名	勤務箇所	返納年月日
二	事務吏員 森山 亀清	林務課	二六、二、八	
三	技術吏員 横山 幹	"	五、一	
五	" 山崎 周作	"	"	
六	" 向山 操	"	"	
七	" 池田 博	岩美地方 事務所	四、二〇	
九	" 中野 虎藏	"	二五、九、五	

一〇〃	西宮 光治	"	"	二五 技術吏員 松田 竹治	気高	"	四、二〇
一四	事務吏員 壽村 正三	八頭	"	三〇 囑託 山崎 保治	"	"	六、一一
二一	囑託 大久保 博	"	二六、六、三〇	四一〃 松島 吉之 東伯	"	二五、一二、一四	"

〇鳥取県告示第三百六十五号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第三十條及び第百十四條の規定により昭和二十六年六月一日から適用する家畜共済に対する共済金額を次の通り定める。

昭和二十六年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

共済目的	地域	死亡	廃用	共済	疾病傷害共済	生産共済
乳 牛	県下一円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	10,000円
乳用種種雄牛	"	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	10,000円
役肉用種	"	110,000円	100,000円	100,000円	100,000円	10,000円
その他の牛	岩美郡	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	10,000円
	八頭郡	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	10,000円

